

力 食に関する指導全体計画

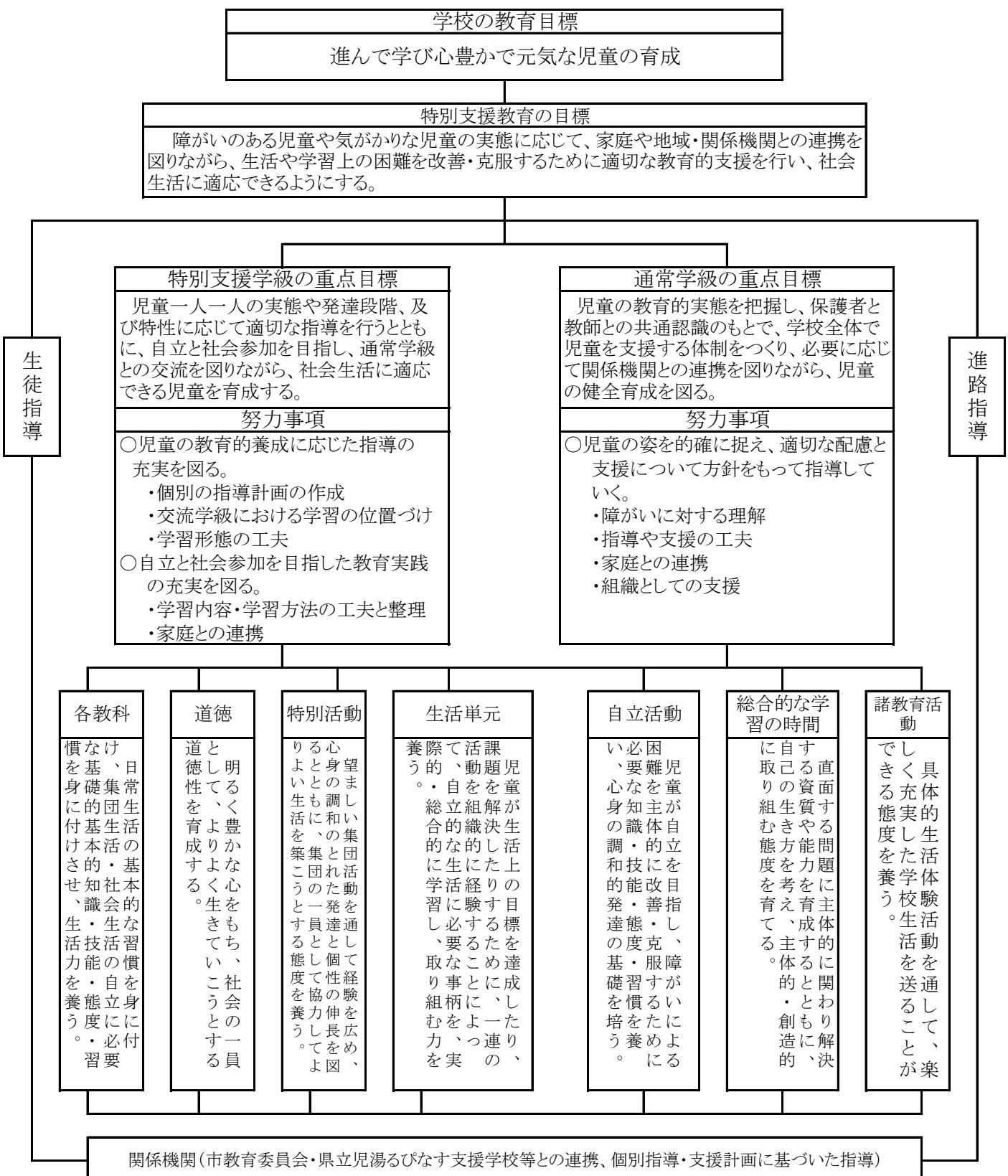
児童の実態 保護者の願い 地域の実態	学校の教育目標 進んで学び 心豊かで 元気な児童の育成	教育関係法規 県・西都市教育基本方針
食に関する指導の目標		
食事の重要性	食事の重要性、食の喜び、楽しさを理解する。	
心身の健康	心身の成長や健康の保持増進の上で望ましい栄養や食事のとり方を理解し、自ら管理していく能力を身に付ける。	
食品を選択する能力	正しい知識・情報に基づいて、食の品質及び安全性等について自ら判断できる能力を身に付ける。	
感謝の心	食事を大事にし、食物の生産等にかかわる人々に感謝する心を育む。	
社会性	食事のマナーや食事を通した人間関係形成能力を身に付ける。	
食文化	各地域の産物、食文化や食にかかる歴史等を理解し、尊重する心をもつ。	
各学年の食に関する指導の目標		
低学年	中学校年	高学年
○食べ物に興味関心をもつ。 ○好き嫌いをせずに食べようとする。 ○いろいろな食べ物の名前がわかる。 ○食事の準備、片付けや食事のマナーを知り、楽しく食事をすることができる。 ○食事の配膳や後片づけなどの手伝いを進んでする。	○楽しく食事をすることが心身の健康に大切なことがわかる。 ○健康に過ごすことを意識して、いろいろな食べ物を好き嫌いせずに食べようとする。 ○衛生的に給食の準備や食事、後片付けができる。 ○正しいマナーで楽しく食事をすることができる。 ○簡単な調理に挑戦しようとする。	○楽しく食事をすることが人ととのつながりを深め、豊かな食生活につながることが分かる。 ○食事が体に及ぼす影響や食品をバランスよく組み合わせて食べることの大切さを理解し、一食分の食事が考えられる。 ○正しいマナーを身に付け、相手を思いやる気持ちで食事ができる。 ○食品の衛生に気をつけて、調理をすることができる。
4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月	学校給食について知ろう（4月） 正しい食事の仕方を身に付けよう（5月） 衛生に気をつけて食事をしよう（6月） 夏の健康と食生活について考えよう（7月） 休日の食生活について考えよう（8月） 運動と栄養について知ろう（9月） 食べ物の栄養について知ろう（10月） 日本の食文化について知ろう（11月） 冬の健康と食生活について考えよう（12月）	感謝して食べよう（1月） 残さず食べよう（2月） 1年間の反省をしよう（3月）
日常指導	給食時間の過ごし方の指導（準備・後片付け・手洗い・身支度）	栄養指導 食事のマナー指導 歯みがき指導等
特別活動 学級活動	(1年) おいしいのいいきゅうしょく (6月) 何でも食べよう (8月) きゅうしょくありがとう (1月) (2年) しょくじのマナーについてかんがえよう (6月) 何でも食べよう (8月) きゅうしょくありがとう (1月) (3年) バランスよく食べよう (食べ物の働きを知る) (6月) 楽しくおいしい給食 (10月) 給食に感謝しよう (1月) (4年) バランスよく食べよう (食べ物の働きを知る) (6月) 楽しくおいしい給食 (10月) 給食に感謝しよう (1月) (5年) 日本のいろいろな食文化 (1月) 栄養のバランスを考えた食事 (2月) (6年) 和食の文化から学ぶこと (2月)	
各教科	国語 社会 理科 生活 家庭 体育（保健）	(1年) おおきなかぶ おむすびころりん (2年) ふきのとう 春がいっぱい 夏がいっぱい (5年) カレーライス (3年) わたしたちのまちと市 (4年) 健康なくらしとまちづくり (5年) 日本の国土わたしたちのくらし (1年) おかゆのおなべ (2年) 秋がいっぱい 冬がいっぱい (3年) すがたを変える大豆／食べ物のひみつを教えます (3年) はたらく人とわたしたちのくらし (5年) 未来を支える食料生産 (3年) しぜんを見つめる (たねをまこう) (4年) 春の生き物 夏の生き物 (5年) 植物の発芽と成長 (6年) ヒトや動物の体 植物のつくりとはたらき 生物どうしのつながり (2年) どんな野さいをそだてようかな しゅうかくをしよう (5年) クッキングはじめの一歩 (6年) できることを増やしてクッキング (3年) けんこうな健康 (4年) 育ちゆく体とわたしたち (5年) 心の健康 (6年) 病気の予防 (2年) しゅうかくをしよう (秋) 秋植えの作物 (5年) 食べて元気に (6年) こんだてを工夫して (4年) 冬の生き物 (6年) 自然とともに生きる
総合的な学習の時間	茶摘み（5月） 茶工場見学（6月） 手もみ茶体験（12月） 苺植え（5月） 収穫祭（10月）	
関連行事	試食会（1月） 給食感謝週間（1月） お弁当の日（2月）	
家庭・地域との連携	各種便りの発行 家庭教育学級 学校保健委員会 諸活動における保護者の協力（茶れんじクッキング・お弁当の日）	
個別相談指導の方針	学級担任と相談の上、保護者からの申し出やアレルギー調査、定期健康診断の結果、日常の食生活の様子などから必要に応じ、個別に指導を行う。その際、学校医や給食センターの栄養教諭・栄養職員等の協力を得るなど指導の工夫をする。	

キ 国際理解教育の全体計画



ク キャリア教育全体計画





VIII 主題研究全体構想

ゴールイメージ めざす児童の姿

- ⑬ 一人一人が問いをもち：なぜ？ こうやって解こうかな？
- ⑭ なかまとなって学び合い：教えて？ 一緒に考えよう！ わたしはこう思うよ！
- ⑮ たかめよう深く考える力：わかった！ できた！ もっとわかりたい！

研究主題

主体的・対話的に学び合う子どもの育成
～「聞き合える関係づくり」を通して～

研究仮説

- ① 聞き合う関係を大切にした授業を構築することで、児童は自分の考えを伝える力を身につけるであろう。
- ② 対話と協働のある授業を展開することで、児童は自己の考えを深める学び合いをすることができるであろう。

授業研究

「聞き合う場」「対話」「協働」
「課題設定」
ファシリテーション
学び合いのルール・言葉

ICT 研修

・ロイロノート

研究内容

実態把握

- ・意識調査分析
- ・学力調査分析

学力向上

- ・かがやきタイム、学びの確認の時間、音読指導の充実
- ・ICT を活用した個別最適な学習の充実

★ ONE STEP AHEAD
BE THE CHALLENGER ★

気づき 考え 行動する



IX 危機管理

1 防災組織と防災実施計画

(1) 目的

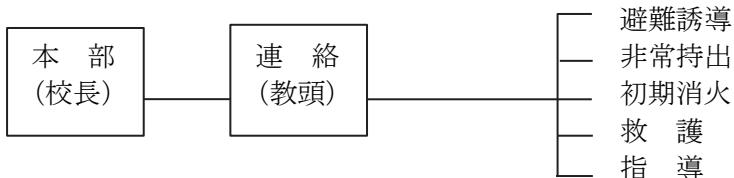
- 火災・地震・風水害等が発生したとき、または、発生する恐れがあるとき、児童の生命の安全を期するため、児童及び職員が秩序正しく沈着・機敏に行動できるように、避難の方法等を身に付ける。
- 災害発生状況に即した適正な計画を立てて訓練する。

(2) 目標

- ① 生命保護の重大さを理解する。
- ② 規律、秩序、敏速、安全、協力等の方法を身に付ける。
- ③ 緊急事態発生時の対応の仕方等、職員の危機管理能力を身に付ける。

(3) 防災管理

① 防災組織



区分	責任者	組織・編成	備考
防災組織	多田 裕幸	教頭	
防災教育	廣田 桂子	防災担当・各学級担任	
通信連絡	松元 秀治	事務部・教頭	
避難訓練	廣田 桂子	防災担当	
非常持出	木下 浩利	教務主任・事務部	
火気取締	多田 裕幸	各主任・各学級担任	
救護計画	新盛 瞳子	養護教諭	
初期消火	多田 裕幸	現場に近い職員	
避難誘導	各学級担任	各教科・各学級担任	

② 防災教育・訓練

- ア 内容 … 1学期（風水害） 2学期（地震） 3学期（火災）
その他、集会活動等の場において必要に応じ実施する。
- イ 方法 …合図→放送→担任の指示→避難開始→避難完了→報告→指導→反省→解散
ウ 実施計画…計画細案は、防災担当で別途計画する。

③ 通信連絡（事務・教頭）

- 関係機関への電話連絡等
 - ・ 教育委員会 (TEL 43-3438)
 - ・ 警察署 (TEL 43-0110)
 - ・ 病院
 - ・ 教育事務所 (TEL 0985-29-3223)
 - ・ 消防署 (TEL 43-3003)
 - ・ 児童相談所
 - ・ 地域団体

④ 避難計画（防災担当）

- 避難誘導等については別途計画する。

⑤ 非常持出（事務・教務）

- 学校備付諸表簿の持出（卒業台帳、指導要録、公文書、学校沿革史）

⑥ 火気取締

- | | | | | |
|--------|-----------|-------------|------------|------------|
| 《校舎2階》 | 各児童教室（担任） | 理科室（主任） | 音楽室（主任） | |
| 《校舎1階》 | 家庭科室（主任） | 放送室（放送担当） | 事務室（事務） | コンテナ室（給食） |
| | 職員室（教頭） | 校長室（校長） | Web研修室（情報） | 更衣室（教頭・養教） |
| | 児童教室（担任） | 保健室（養教） | 教材室（教務） | 図書室（主任） |
| 《その他》 | 体育館（体育主任） | 体育館倉庫（体育主任） | 農具倉庫（教頭） | |

⑦ 救護計画（養護教諭）

- 養護教諭は、救急箱と全校児童連絡簿及び職員連絡簿を持って出る。

(4) 防災訓練要領

① 目的

- 非常の際に、集団の中で落ち着いて、速やかに行動できる力を育てる。
- 日常生活の中で、安全に過ごすための態度を育てる。

② 避難訓練

ア 火災・地震の場合

避難の合図があったら、各教室担任は、次の要領で迅速に避難させる。

火 災 の 場 合	地 震 の 場 合
① 火災発生の確認	① 鳴動への注意と地震強度の判断
② 避難用意指示	② 震度の判断、机の下へ避難指示
③ 窓閉め指示	③ 窓や入口のドアを開放、避難口の確保
④ 廊下への2列整列の指示	④ 廊下への2列整列の指示 (カバンなどを頭に、電源やガスの処置)
⑤ 人員点呼（以下、火災・地震とも同じ）	
⑥ 戸外への避難指示（おさない、走らない、しゃべらない、もどらない）	
・先頭は担任、最後尾は学級代表	
・歩調は速歩（先の人を追い越さない。間隔を詰める。無言で足元に注意する。）	
・前の人人が倒れたら、その後ろの人が両手をあげて後ろ向きになり「止まれ」と大声を出す。	
・外へ出たら、かけ足で避難場所へ行き、朝礼隊形、学年別に整列する。	
・避難のための利用通路選択は、学級担任の判断で指示する。	
⑦ 人員点呼	
⑧ 報告（担任→本部長（校長）へ）	
⑨ 児童の避難位置での待機指示（指示があるまで）	

【担当業務】

- | | |
|----------|-----------------------------|
| 児童管理係 | … 担任報告後、児童管理の引き継ぎ |
| 救護係 | … 校舎内外の巡視、居残り児童有無の検索、本部長へ報告 |
| 非常持出係 | … 諸帳簿の搬出 |
| 防災教育・訓練係 | … 防災訓練の指揮 |

【避難場所】

第1避難場所～おにぎり山前

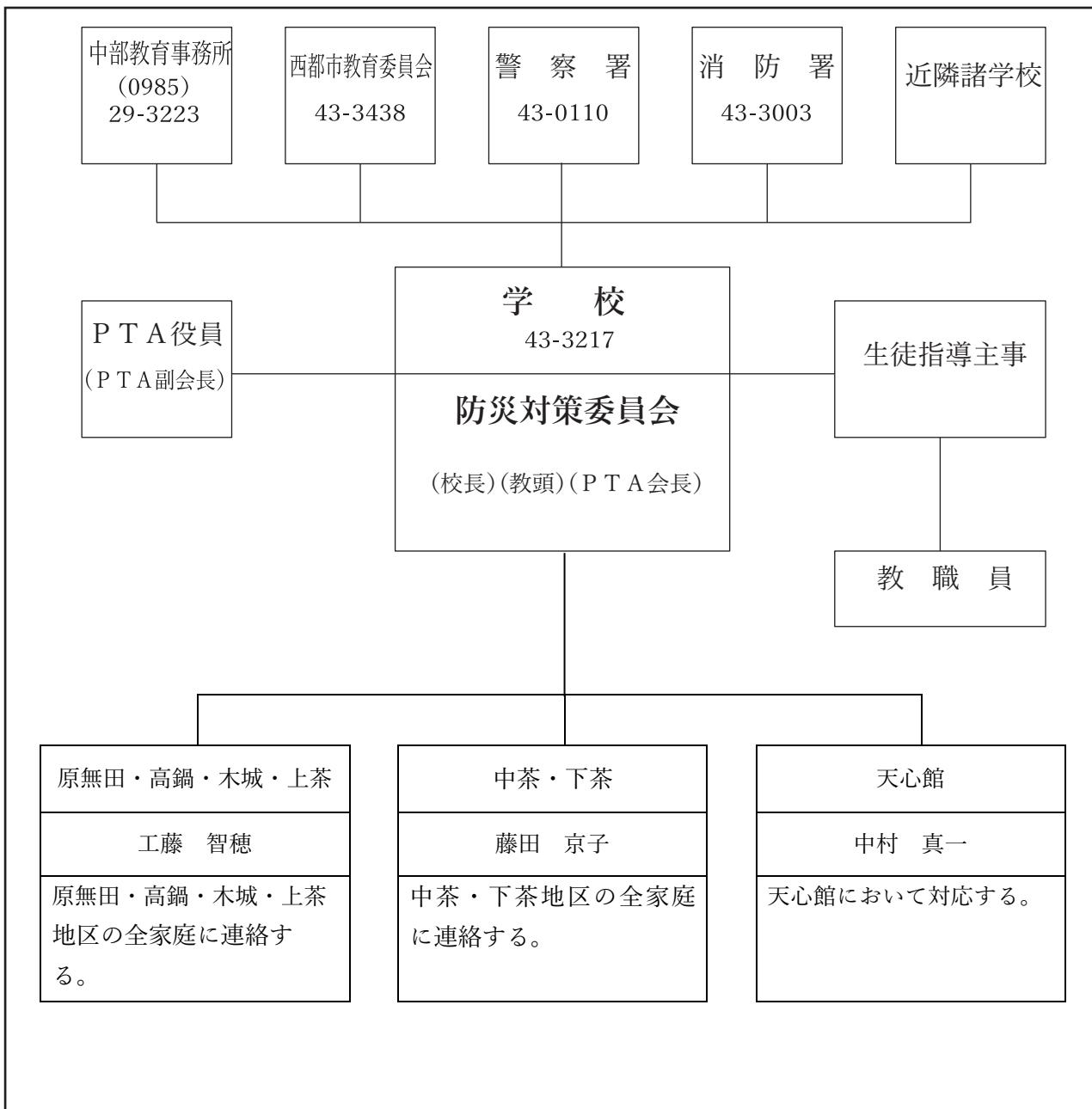
第2避難場所～火災や地震の状況により指示する。

イ 風水害の場合（保護者引き渡し）

- 事前指導 … 風水害の恐ろしさと心構えについて教師から話す。
- 当面指導 … 放送を聞けるように静かに待機させる。その後体育館へ移動させ人員点呼をし、静かに保護者引き渡しの注意を聞かせる。また、トイレ、教室に児童が残されていないか確認する。（1階【教頭】、2階【坂本】）
- 事後指導 … 避難の仕方や諸注意を再確認し、集団で秩序正しく避難できたか反省させる。
- 係・組織
 - ・本部…校長
 - ・連絡（マチコミ等）…教頭
 - ・指導…廣田
 - ・避難誘導…学級担任
 - ・救護…新盛

2 警備防災組織及び実施要領

① 警戒宣言発令時の連絡網



② 警戒宣言発令に伴う事前の備え

- ア 警戒宣言発令の意味、異常発見から発令までの経過、発令の際の対応について職員で共通理解しておく。
- イ 児童の事前指導の徹底に努める。平素の避難訓練、安全指導において地震や風水害に対する理解や警戒宣言発令の際の行動の仕方を分からせる。
- ウ 警戒宣言発令の際の臨時休業の措置について、発令時刻を想定した対策を明らかにする。(校外指導等の場合も想定する。)
- エ 引き渡しについて、合理的で確実に引き渡すことのできる方法を工夫する。
- オ 警戒宣言発令の職員の分担は、防災計画の組織に準ずる。
- カ 保守点検表を作成し、施設、備品等の安全確認のための点検を実施する。
- キ 家庭との連携を密にし、警戒宣言発令に伴う学校としての措置内容の周知徹底に努める。

X 職員の服務内規

1 勤務時間

本校の職員の勤務時間を次の通り定める。

- 月曜日から金曜日まで、8時0分から16時30分までとする。
- 休憩時間は、45分（13時15分～14時00分）とする。
- 学校行事等により校時を変更する場合の勤務時間は別に設定する。

2 服 務

本校の職員は、教育基本法、学校教育法、施行規則、細則、西都市立学校管理規則等の各条に服し、本校における諸内規を遵守して、学校職員としての服務の万全を期さねばならない。

- 職員は、校務分掌事務を把握し、これを完遂することに努力すること。
- 職員は、勤務日の出退勤時刻を必ず統合型校務支援システム（C4th）に入力すること。
- 職員は、終業後に、学級の後始末、翌日の準備、公務の処理を終えて退勤すること。
- 職員は、勤務時間内に外出するか、または任地を離れる場合は、校長の認可を得ること。
- 職員は、病気等により始業時までに出勤できない場合、事前に校長に届け出ること。
- 職員は、校内事情をみだりに口外しないこと。
- 職員は、学校名、校長名で文書を発送する場合、あらかじめ校長の決裁を受けること。
- 職員は、校外学習に出る場合、あらかじめ計画書を作成し、教頭を通して校長に提出し、帰校後異常の有無を報告すること。
- 職員は、学習指導計画を作成し、校長へ提出し、校閱を受けるものとすること。
- 職員は、定例報告、その他報告物は3日前までに調査し、校長の決裁を受けて発送すること。
- 職員は、下記の場合、速やかに校長に報告し、必要があれば処理について指示または指導を受けるも

のとすること。

- ・ 児童に事故や非行が発生した時
 - ・ 長期欠席のあった時（3日以上）
 - ・ 児童または保護者より特別の金品を徴収する時
 - ・ 校舎、校具、施設等に盗難・破損があった時
 - ・ 職員の勤務や一身上に重要と認められる事実が生じた時
 - ・ セクシュアル・ハラスメント等の事実が生じた時
 - ・ 児童虐待の事実を発見した時
- 職員は、常に児童と共にすることを本務とすること。
 - ・ 清掃・給食中は、共に清掃し、給食をして指導にあたる。特に用具の始末に留意すること。

3 出 張

- 出張する場合、旅行命令書によってあらかじめ校長の承認を得ること。
- 旅行命令書に校長の捺印なきものは、出張を認めない。
- 出張中の授業計画は、あらかじめ教務に提出のうえ、十分に打合わせをし、児童にも明らかにしておくこと。
- 帰校後は、口頭又は文書を以て直ちに概要を校長に復命すること。